

令和7年度棚倉町職員採用候補者試験公告

令和6年7月1日

棚倉町職員採用候補者試験を次により行います。

棚倉町長 湯座 一平

1 試験職種及び採用予定人員

- 試験職種・・・保健師（職務経験者）
- 採用予定人員・・・若干名

2 受験資格

昭和50年4月2日以降に生まれた者で、保健師免許を有し、保健師、助産師又は看護師として業務に従事した経験を概ね3年以上有する者（以下、「保健師等経験」という）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(注1) 保健師等経験には、1週間あたり5日の勤務を6か月以上継続して就業していた期間が該当します。
(注2) 雇用形態は、正規雇用、非正規雇用等を問いません。
(注3) 職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一つの職歴に限ります。

3 試験の方法

次により行います。

(1) 第1次試験

① 職務能力試験

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題。

② 職場適応性検査

職務遂行に必要な適性についての検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び小論文等による試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	結果
第1次試験	令和6年9月22日（日）	受付 9:00～9:30 職務能力試験 10:00～11:00 職務適応性検査 11:15～11:35	福島市中町8番2号 福島県自治会館	令和6年10月下旬に受験者全員に通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に通知します。			

6 採用

最終合格者は、職員採用身体検査書の結果に異常がなければ、令和7年4月1日付けで採用の予定です。

7 給与等

初任給は、これまでの職務経験等に応じて決定されます。この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが支給要件に応じて支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込の方法及び申込用紙の請求

- 本町公式ホームページのオンライン行政手続きのバナーから、令和7年度棚倉町職員（保健師（職務経験者））採用候補者試験のページに進み、必要事項を入力して申し込みをするか、又は本町役場総務課で交付する申込用紙に必要事項を記入して、本町役場に提出してください。申込書を郵送する場合は、その表に「職務経験者試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。
- 受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(2) 受付期間

令和6年7月17日（水）から同8月16日（金）まで（執務時間中に限ります。） ※郵送での申し込みの場合、令和6年8月14日（水）必着

9 試験結果の提供

この試験の結果については、下記のとおり、受験者本人へ閲覧により提供します。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参のうえ、受験者本人が直接提供場所へおいでください。

試験	対象者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1ヶ月間	棚倉町役場総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

10 その他

- 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- この試験に関し不明な点は、本町役場総務課（電話0247-33-2111）に問い合わせてください。
- 提出書類は一切返却いたしません。
- 受付時間は、厳守してください。